

枚方市立枚方第二小学校危機管理マニュアル 令和7年改訂

1 本校の危機管理の基本方針 略

2 火災や自然災害に対する危機管理体制・役割分担

(1) 日常

- ①火災や地震、台風時などそれぞれに応じた避難訓練を実施するとともに、日常的に安全教育の充実を図り、児童の安全に対する意識の向上に努める。
- ②避難経路を確認しておくとともに、職員の役割分担について熟知しておく。
- ③「校区安全マップ」を作成し、通学路の危険箇所について全職員が把握する。

担当者	活 動 内 容
校長・教頭	ア) 全体の統括 ・安全教育に関する事項(防災教育、避難訓練、防災訓練の事前指導など) ・安全管理に関する事項(施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検など) 点検担当箇所: 管理棟(教頭) 教室棟、西校舎、体育館、運動場、中庭 ・安全に関する組織活動(体制の整備、教職員を対象とした研修や訓練)に 関する学校安全計画全体の状況把握と必要な指示・掌握 ・PTA、地域社会、関係機関との連携
生徒指導部 安全部	ア) 施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検 イ) 防災・避難訓練の計画と実施 ウ) 教職員対象の研修の計画と実施 エ) 危機管理マニュアルの見直しと徹底
担任	ア) 児童に対する安全教育の実施(避難方法、避難経路の確認、通学路での安全、淀川などでの水難事故防止など)
支援学級 担任	ア) 配慮を要する児童の安全確認の方法の周知
事務職員	ア) 重要書類の管理及び管理場所の掌握
養護教諭	ア) 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 イ) 救急病院の掌握 ウ) 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

(2) 緊急時(課業日)

- ①すばやい集合離散の中で、正確な情報を共有し、一人ひとりが危機の全体像を把握する。
- ②教職員それぞれが役割分担表に沿って行動する。
- ③出張等で担当職員が不在の場合は、臨機応変に他の職員が補えるようにする。

	担当者	活 動 内 容
総 指 揮	校長	ア) 全体の状況把握と必要な指示、掌握
	教頭	ア) 校内緊急放送 イ) 児童の避難の必要性の判断と指示 ウ) 110番・119番に通報する。 エ) 大阪ガス(072-961-6983) 関西電力(072-844-1131/072-841-1031夜間)に急報する。 オ) 教育委員会へ支援要請 カ) PTA会長、保護者への緊急連絡 ※緊急メール配信 キ) 記録
	教務主任 事務職員	ア) 重要書類の持ち出し、及び管理

	担当者	活 動 内 容
避難誘導	担任外等職員室にいる教員	ア) 事由発生の確認、報告 イ) 避難経路の安全確認、報告 ウ) 配慮を要する児童が在籍している学級への応援 エ) 低学年への応援 オ) 行方不明児童の搜索、救護活動 火災時 カ) 初期消火 非常変災時の対応にもとづく全児童引き渡し下校の場合 キ) 全児童引き渡し下校の応援
	学級担任	ア) 児童の避難誘導・人員確認・安全確保（運動場に朝礼隊形で整列する） *「おさない、はしらない、しゃべらない」を合い言葉に静かに素早く行動させる。 イ) 行方不明児童の搜索 ウ) 下校方法決定後の全保護者との連絡 エ) 児童の安全下校の確認 オ) 避難・誘導が完了し、子どもの安全確保を確認の上、可能な範囲で消火活動や救護活動を応援
救護	養護教諭	ア) 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 イ) 避難場所での負傷者の応急手当 ウ) 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 エ) 負傷者氏名の確認とリスト作成 オ) 救急車同乗と搬送先からの連絡 カ) 負傷者と保護者への対応
消火	担任外等職員室にいる教員	ア) 初期消火

(3) 緊急時（土・日・祝日）

日直、学校施設管理人は学校警備の任にあたり、火災時には臨機応変の処置を執る。

- ①110番・119番に通報する。
- ②校長・教頭に急報する。
- ③大阪ガス(072-961-6983) 関西電力(072-844-1131/072-841-1031夜間)に急報する。
- ④連絡を受けた校長は教職員に急報し招集する。
- ⑤校長は教育委員会へ急報する。
- ⑥校長はPTA会長に連絡する。
- ⑦日直、学校施設管理人は校長・教職員の来校まで重要物品の搬出保管に努める。

(4) 火元責任者

場所	責任者	場所	責任者	場所	責任者
校長室	教頭	理科室	理科教育主担	配膳室	給食担当
職員室	教頭	家庭科室	家庭科教育主担	体育館	体育教育主担
保健室	養護教諭	教材室	教務主任	パソコン室	ICT教育主担
図書室	司書教諭	音楽室	音楽教育主担	英語教室	外国語教育主担
更衣室	教頭	学級教室	各担任	少人数教室	少人数指導担当
校務員室	校務員	階段倉庫	教頭		
放送室	視聴覚教育主担	通級指導教室	通級指導担当者		

3 地震発生時の注意

- ①担任の指導の下に、学習用具は置いたままで児童を机の下に避難させる。
- ②避難経路の安全を確認し、経路を確定する。
- ③放送による避難の指示。
- ④担任の指導の下に、帽子などを着用させ、臨機応変に安全と思われる避難経路を通り避難させる。
- ⑤ガス使用中は元栓を閉じる。
- ⑥被害状況を確認する。
- ⑦近隣住民が避難してきた場合、管理職と担任外教員が避難誘導等の指示を行い、諸機関との連絡を行う。

	担当者	活 動 内 容
避難誘導	担任外等職員室にいる教員	ア) 事由発生の確認、報告 イ) 避難経路の安全確認、報告 ウ) 配慮を要する児童が在籍している学級への応援 エ) 低学年への応援 オ) 行方不明児童の搜索、救護活動 火災時 カ) 初期消火 非常変災時の対応にもとづく全児童引き渡し下校の場合 キ) 全児童引き渡し下校の応援
	学級担任	ア) 児童の避難誘導・人員確認・安全確保（運動場に朝礼隊形で整列する） *「おさない、はしらない、しゃべらない」を合い言葉に静かに素早く行動させる。 イ) 行方不明児童の搜索 ウ) 下校方法決定後の全保護者との連絡 エ) 児童の安全下校の確認 オ) 避難・誘導が完了し、子どもの安全確保を確認の上、可能な範囲で消火活動や救護活動を応援
救護	養護教諭	ア) 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 イ) 避難場所での負傷者の応急手当 ウ) 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 エ) 負傷者氏名の確認とリスト作成 オ) 救急車同乗と搬送先からの連絡 カ) 負傷者と保護者への対応
消火	担任外等職員室にいる教員	ア) 初期消火

(3) 緊急時（土・日・祝日）

日直、学校施設管理人は学校警備の任にあたり、火災時には臨機応変の処置を執る。

- ①110番・119番に通報する。
- ②校長・教頭に急報する。
- ③大阪ガス(072-961-6983) 関西電力(072-844-1131/072-841-1031夜間)に急報する。
- ④連絡を受けた校長は教職員に急報し招集する。
- ⑤校長は教育委員会へ急報する。
- ⑥校長はPTA会長に連絡する。
- ⑦日直、学校施設管理人は校長・教職員の来校まで重要物品の搬出保管に努める。

(4) 火元責任者

場所	責任者	場所	責任者	場所	責任者
校長室	教頭	理科室	理科教育主担	配膳室	給食担当
職員室	教頭	家庭科室	家庭科教育主担	体育館	体育教育主担
保健室	養護教諭	教材室	教務主任	パソコン室	ICT教育主担
図書室	司書教諭	音楽室	音楽教育主担	英語教室	外国語教育主担
更衣室	教頭	学級教室	各担任	少人数教室	少人数指導担当
校務員室	校務員	階段倉庫	教頭		
放送室	視聴覚教育主担	通級指導教室	通級指導担当者		

3 地震発生時の注意

- ①担任の指導の下に、学習用具は置いたままで児童を机の下に避難させる。
- ②避難経路の安全を確認し、経路を確定する。
- ③放送による避難の指示。
- ④担任の指導の下に、帽子などを着用させ、臨機応変に安全と思われる避難経路を通り避難させる。
- ⑤ガス使用中は元栓を閉じる。
- ⑥被害状況を確認する。
- ⑦近隣住民が避難してきた場合、管理職と担任外教員が避難誘導等の指示を行い、諸機関との連絡を行う。

4 特別警報、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報発表時における措置について

年度当初に「保存版 特別警報、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報発表時における措置について」（下記の通り）を配布する。

特別警報	I. 枚方市に、午前7時の時点で『特別警報』が発表されている場合は、臨時休校とします。			
	II. 登校後に『特別警報』が発表された場合は、原則として全児童学校待機とします。状況に応じて、枚方市教育委員会と連携し、その後の対応を決定します。（基本的には、保護者の方にお迎えをお願いすることになります。）			
大雨警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報	I. 枚方市に『大雨警報』『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合			
	午前7時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。	
		解除	◇通常通りの授業を行います。	
	午前9時現在	発表中	◇児童の登校は見合わせ、解除になるまで自宅待機とします。	
		解除	◇9時45分までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇2校時以降の授業を行います。	◇給食はあります。 下校は平常どおりです。
	午前10時現在	発表中	◇臨時休校とします	
		解除	◇10時45分までに学校に着くように集団登校させてください。 ◇3・4校時の授業を行います。 ◇12時30分頃より下校します。	◇給食はありません。 ご家庭で昼食の用意をお願いします。
	※枚方市内に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合については、大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されても自宅待機をお願いする場合があります。この場合は学校よりお知らせします。			
	II. 登校後に枚方市に『大雨警報』『暴風警報』『暴風雪警報』『洪水警報』が発表された場合は、全児童引き渡し下校となります。 ※非常変災時の対応について、全員学校待機後、全児童引き渡し下校となります。保護者が迎えに来られたら非常変災時引き渡しカードで迎えに来た方の名前を確認し、名簿チェックした後、保護者と一緒に下校します。なお、緊急時には「まなびポケット・学校ブログ」等で連絡します。			
	III. 留守家庭児童会およびオープンスクエアについては、午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より、午前10時に解除されたときは正午から開室・実施します。 詳細は、留守家庭児童会・オープンスクエアにご確認ください。			
IV. 枚方子どもいきいき広場については、学校の対応に準じます。				
【留意事項】 教育委員会等との緊急連絡ができなくなりますので、電話での問い合わせはご遠慮ください。				

(1) 特別警報、大雨警報、暴風警報・暴風雪警報、大雨警報・洪水警報発表時の全児童引き渡し下校について

- ①上記各警報が発表された場合は全員学校待機となる。
- ②様子を見て給食を早めに始める措置をとることもある。
- ③校長は職員室で総指揮をとる。
- ④留守家庭児童会およびオープンスクエアは実施・開室しない。
- ⑤学級では
 - ア) 全員学校待機となる(帰る用意をして、各教室で宿題・読書等をして待機)
 - イ) 保護者が各教室に迎えに来たら、非常変災時引き渡しカードで迎えに来た方の名前を確認する。
 - ウ) 名簿にチェック後、児童は保護者と下校する。

5 熱中症予防と対応

(1) 熱中症の予防

〈指導面〉

①環境条件に応じた活動を行う

- ・熱中症計でWBGT値を測定し、「熱中症予防のためのチェックシート」に記録し、安全を確認の上活動を行う。
- ・運動を行うときは、こまめな休憩をとる。

②こまめに水分補給する

- ・一人ひとりの状況に応じてこまめに水分補給をし、汗をかいて失われた水分を補給する。
- ※スポーツドリンクを持参する場合は過剰摂取による健康への影響等についても指導を行う。
- ・個人が必要と感じた時に飲む「自由飲水」だけでなく、強制的に水分を補給する時間「強制飲水」を合わせて指導をする。

③その他

- ・5月～6月の急に熱くなったときは、暑さに徐々に体を慣らしていく。
- ・屋外で直射日光に当たる場合は、帽子の着用を指示し、また水分補給できるように水筒の携行もあわせて指示する。
- ・体調が悪いときは無理に運動をさせないようにする。
- ・熱中症の予防や対処方法、暑い時期の生活習慣指導、効果的な水分補給について等から身を守る方法について適切に指導をする。

〈対策面〉

- ①気温やWBGT等、環境条件に配慮した活動を実施する。指数の高い場合は授業、休憩時間における運動場の使用を中止する。
- ②体育館など空調設備のない部屋で活動を行う場合、事前に窓や扉を開放しておく、扇風機を利用するなど、喚起を十分に行う。
- ③散水を行う等野外の気温を下げる工夫をするとともに、ミストを利用して体温を下げるようにする。

(2) 熱中症予防運動指針

【熱中症予防運動指針】

WBGT ℃	湿球 温度 ℃	乾球 温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT 31℃以上では、皮膚温より気温の方が高くなり、体から熱を逃がすことができない。特別の場合以外は運動は中止する。
● 31	27	35	● 厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT 28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。
● 28	24	31	● 警戒 (積極的に休息)	WBGT 25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
● 25	21	28	● 注意 (積極的に水分補給)	WBGT 21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
● 21	18	24	● ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT 21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(3) 熱中症発生時の応急手当

〈熱中症を疑う症状〉

- ・頭痛 ・吐き気 ・嘔吐 ・大量の汗 ・めまいやたちくらみ
 - ・筋肉の痛みや硬直 ・体がだるくて力が入らない ・手足の痙攣
 - ・体を触ると熱く感じるほどの高温になる ・意識障害が起こる
- など

〈応急手当〉

①涼しい場所への避難

- ・エアコンが効いている室内へ避難させる。

②脱衣と冷却

- ・衣服を脱がせて、体からの熱の放散を助ける。ベルト、下着を緩めて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルをかける、または直接服を濡らした上で、うちわや扇風機であおぐことにより体を冷やす。
- ・首の付け根（前頸部）の両側、わきの下（腋窩部）、大腿の付け根の全面、股関節部（鼠経部）に氷のうを当てて冷却する。

③水分・塩分の補給

- ・経口補水液を飲ませる。
- ・意識がはっきりしており、応答が明瞭ならば冷やした水分をどんどん飲ませる。
- ・意識障害がある場合は、誤って水分が期間に流れ込む可能性がある。また、「吐き気」「吐く」という症状は、胃腸の動きが鈍っている。この場合には口から水分を飲ませるのは危険であるため、すぐに病院での点滴が必要となる。

④医療機関へ運ぶ

- ・自分で水分をとれない時は、緊急で医療機関に搬送することが必要。

熱中症の応急処置

もし、あなたのおまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ちついて、状況を確かめて対処しましょう。最初の対応が肝心です。

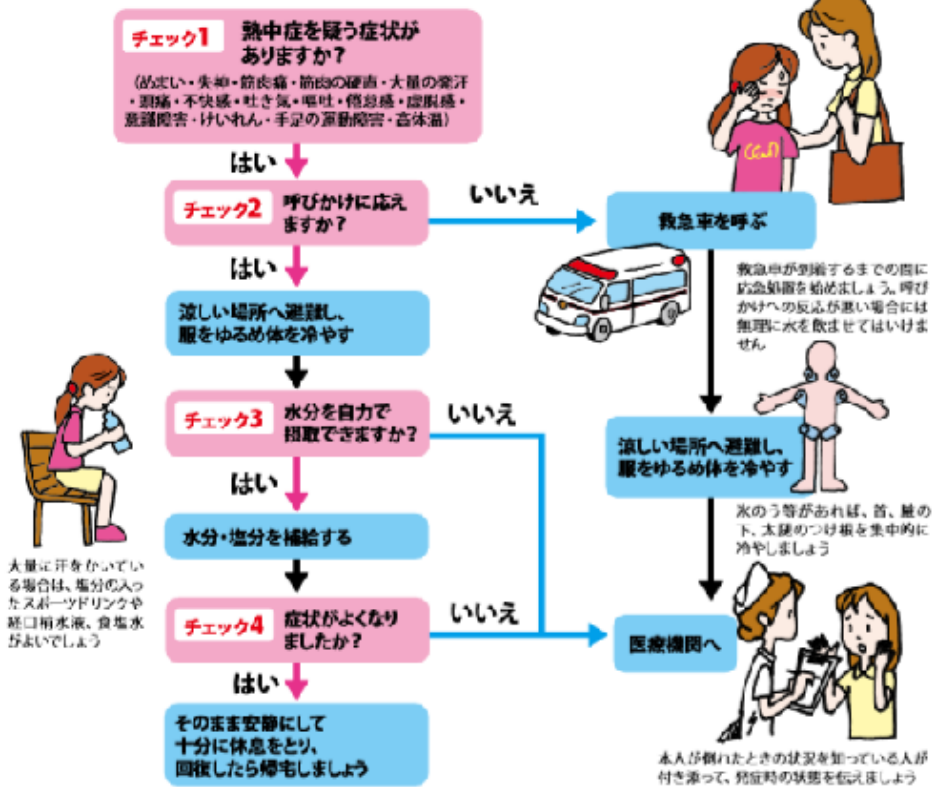


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

6 交通安全対策 略

7 不審者侵入に対する危機管理体制・役割分担

(1) 日常

担当者	活動内容
校長	ア) 全体の統括
教頭	ア) 安全教育に関する事項 (防犯教育、防犯訓練、校外学習の事前指導など) イ) 安全管理に関する事項 (施設設備の点検、児童の安全確保に関する点検など) ウ) 安全に関する組織活動 (体制の整備、教職員を対象とした研修や訓練など)に関する学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、掌握。 エ) P T A、地域社会、関係機関との連携。 オ) 日常の注意喚起に努める。(職員朝礼等で注意事項を共有する。) カ) 施設・設備の点検、児童の安全確保に関する点検する。
生徒指導部 安全部	ア) 防犯訓練の計画と実施 イ) 教職員対象の研修の計画と実施 ウ) 危機管理マニュアルの見直しと徹底 (年度当初に行う)
担任	ア) 児童に対する防犯教育の実施 (通学路での安全、こども110番の家、校内校外で不審者と遭遇した場合の対応、防犯訓練等)
養護教諭	ア) 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 イ) 応急手当、心肺蘇生法についての講習会資料作成 ウ) 救急病院の掌握 エ) 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

(2) 緊急時

①基本方針

- ア) 児童の安全確保第一
- イ) 冷静に対応し、興奮・逆上させない。
- ウ) 1人で対応しない。
- エ) 教職員は最低安全距離（2m）を保って対応する。
- オ) 侵入者に逃げ道を与え、校外へ誘導する。

②児童の安全確保・誘導を最優先とする。各教室では有事の際には下記のように対応する。

- ア) 異常を聞きつけ次第（または業務連絡の放送を聞き次第）教員は児童を落ち着かせ、廊下と反対側の窓付近に集合させて座らせる。
- イ) 担任は教室内から後ろの扉を施錠し、教室で待機する。
- ウ) 緊急放送後、不審者対応グループは現場へ行く。安全確保グループは児童の安全確保を、救助救護グループは現場へ行き、様子を見て行動をする。

	担当者	活 動 内 容
総指揮	校長	ア) 全体の状況把握と必要な指示、掌握
	教頭	ア) 校内緊急放送 発生時：「ケペル先生、〇〇（不審者のいる場所）にお越しく下さい」 収束時：「安全確保しました。次の指示を待ってください。」 イ) 児童の避難の必要性の判断と指示 ウ) 110番・119番通報 エ) 教育委員会へ支援要請（教育政策課課長 15-8013、児童生徒支援室 15-8047） オ) 保護者への緊急連絡 カ) 保護者説明会の準備と開催、連絡文書の作成
不審者対応	教頭 教務主任 担任外 各階1名	ア) 不審者対応 イ) 不審者隔離（校外へ追い出すか、校長室に身柄を確保するかする） ウ) 校内巡視 エ) 事件の情報収集、把握、整理 オ) 学校や地域の状況の把握
避難誘導	学級担任	ア) 児童の人員確認と安全確保（教室内に児童を入れ施錠する。） イ) 各階から1名が現場に駆けつける。 ウ) 避難・誘導が完了し、子どもの安全確保を確認の上、可能な範囲で不審者対応の応援体制を組む エ) 下校方法決定後の全保護者との連絡 オ) 児童の安全下校の確認
	支援学級担任	ア) 配慮を要する児童に対応する。
救護	養護教諭 事務職員 校務員 担任外	ア) 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 イ) 負傷者搬送時の学校との連絡手段の準備 ウ) 避難場所での負傷者の有無等の確認と応急手当 エ) 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 オ) 負傷者氏名の確認とリスト作成 カ) 救急車同乗と搬送先からの連絡 キ) 負傷者と保護者への対応

8 不審者侵入時の集団下校について

- ・不審者確保・未確保にかかわらず、体育館で全体注意、校内安全確認後、児童は各教室で待機させる。保護者が迎えに来ることを原則とするが、協議して決定する。
- ・保護者への手紙、保護者集会についても協議する。

9 新たな危機事象への対応 略

1 0 緊急時の連絡網・対応図・連絡先一覧表・避難経路図

(1) 緊急時の連絡網

① P T A 役員連絡網

P T A 担当者が作成する。

② P T A 生活指導委員連絡網（生活指導委員に緊急の見回りを依頼する場合に使用する。）

③ まなびポケット（全保護者に連絡する場合に使用する。）

* 個人情報保護と目的外使用禁止を徹底する。

(2) 全保護者に連絡する緊急連絡の流れ

学校→PTA会長・役員→各学年委員長

まなびポケット配信→校長の承認を得て情報担当者が配信する。（配信希望保護者のみ）

(3) 緊急連絡網の保管場所

校長室、職員室（教務主任が保管）

(4) 緊急事態発生時の対応図・連絡先一覧表・避難経路図

① 緊急事態発生時の対応図・緊急事態発生時の連絡先一覧表を作成し、校長室、職員室、保健室に掲示し、教職員の周知を図る。

② 避難経路図を全ての教室・部屋に掲示し、児童に指導するとともに、教職員の周知を図る。

1 1 施設面における安全確保

(1) 門扉の管理

① 登校時

ア) 通常の授業時は、8時00分に正門と通用門を解錠し、正門、東門には校長と学校施設管理人が立ち番をし、登校指導に当たる。

イ) 児童の登校状況を勘案し、8時15分に門を閉め、施錠する。遅刻した児童は、正門のインターホンで職員室に連絡し、職員に通用口を開けてもらい登校する。

ウ) 安全監視ボランティアが午前8時30分から午後12時30分の間、正門の安全の監視にあたる。

② 授業時・休憩時

ア) 正門横の通用口を解錠して出入りすることを原則とする。

イ) 来校者は、安全監視員に保護者の名札等を見せ、身分を証明し入校する。

ウ) 安全監視員が判断に困ったときは、インターホンで名前と来校の用件を伝えるよう依頼し、必要があれば職員が通用口を解錠し、校内への立ち入りを許可する。用件終了後、職員が退校チェック等を行い、通用口から退校するのを見届ける。通用口の門扉は自動的に施錠される。

エ) P T A、及び納入業者については来校者確認証をつけてもらう。

③ 下校時、放課後

ア) 児童の下校の際には正門の通用口から下校させる。通用口の門扉は児童が通過したあと自動的に閉まり自動的に施錠される。

イ) 来校者については、授業時・休憩時と同様に対応する。

ウ) 安全監視員が児童の開始時間～午後4時30分まで、校門の通行の安全の監視にあたる。

(2) 安全点検

① 毎月始めに安全点検を行い、点検表に記入する。

② 年一回、学校施設非構造部材点検を行い、施設の安全管理に努める。

・安全部は、安全点検内容を確認し、点検状況について、教頭に報告する。

・教頭は必要があれば施設整備室等と連絡を取り補修を行う。

③ 教頭は必要があれば教職員に補修を指示する。

1 2 防犯教育・防犯訓練

(1) 防犯教育

①防犯教育にかかわる指導時間と内容が校区内

指 導 時 間	指 導 内 容
①特別活動 * 関連学習内容があるときには、その他の教科においても防犯について指導する。	①不審者侵入時の行動 ②登下校時の安全 ③校外学習時の安全 ④帰宅後の行動 ⑤長期休暇の過ごし方 ⑥防犯訓練

②児童への防犯教育実施に際しての留意事項

- ア) 防犯教育については、「学年だより」等により、あらかじめ内容を保護者に知らせ、理解と協力を得て実施する。その際、保護者からの申入れ等により、犯罪被害にあったことのある児童について配慮が必要な場合は、学年会で相談し、適切に対応する。
- イ) 通学路等での万一の際の対処のしかた（助けを求める、逃げる、）についても指導する。また、被害にあったり、あいさうになった場合には、必ず家の人や学校の教職員に話すよう指導する。
- ウ) 「こども110番の家」について指導する。
- エ) 校内に不審者が侵入した場合の対応について指導する。特に、来訪者は必ず「来校者確認証（名札）」等を着用しているのので、着用していない者には近づかず、教職員に知らせること自分の身が危ないときは、すぐに逃げるなどについて指導する。

(2) 防犯訓練

①防犯訓練実施に際しての留意事項

- ア) 警察・消防機関と連携し、通報訓練も含めた防犯訓練を、教職員のみで年1回以上実施し、応急手当、心肺蘇生法講習会についても年1回以上実施する。
- イ) 児童を含めて実施する防犯訓練は年1回以上実施し、児童が動揺しないよう配慮する。とりわけ、不審者が実際に侵入してくる防犯訓練については、児童が怖がることのないように注意する。
(恐怖感を抱かせるおそれがあるような防犯訓練は、教職員のみで実施する。)

1 3 定期的な校内点検

(1) 校内点検

通常は、次に掲げる体制で、始業前は正門指導、授業中・放課後は校内巡視を実施し、不測の事態に備える。

- ①毎休憩時間は、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童の動きに注意を払う。
- ②巡視中に来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。
- ③万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせるため、防犯ホイッスル等を活用する。
- ④本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「教職員カード（名札）」を着用する。
- ⑤不審者に遭遇した場合は、暴力を阻止するために、身近な道具等を活用できるように、日ごろから保管場所を把握しておく。

(2) 定期校外点検等

①通学路点検

- ア) 毎学期1回、集団下校訓練時に全教職員で通学路の危険箇所点検と防犯パトロールを実施する。

1 4 不審者情報があった場合の対応

(1) 確認事項

①内容

②情報提供者の名前・連絡先

(2) 校長、教頭、生徒指導主に連絡

(3) 集団下校等の実施について検討・対応

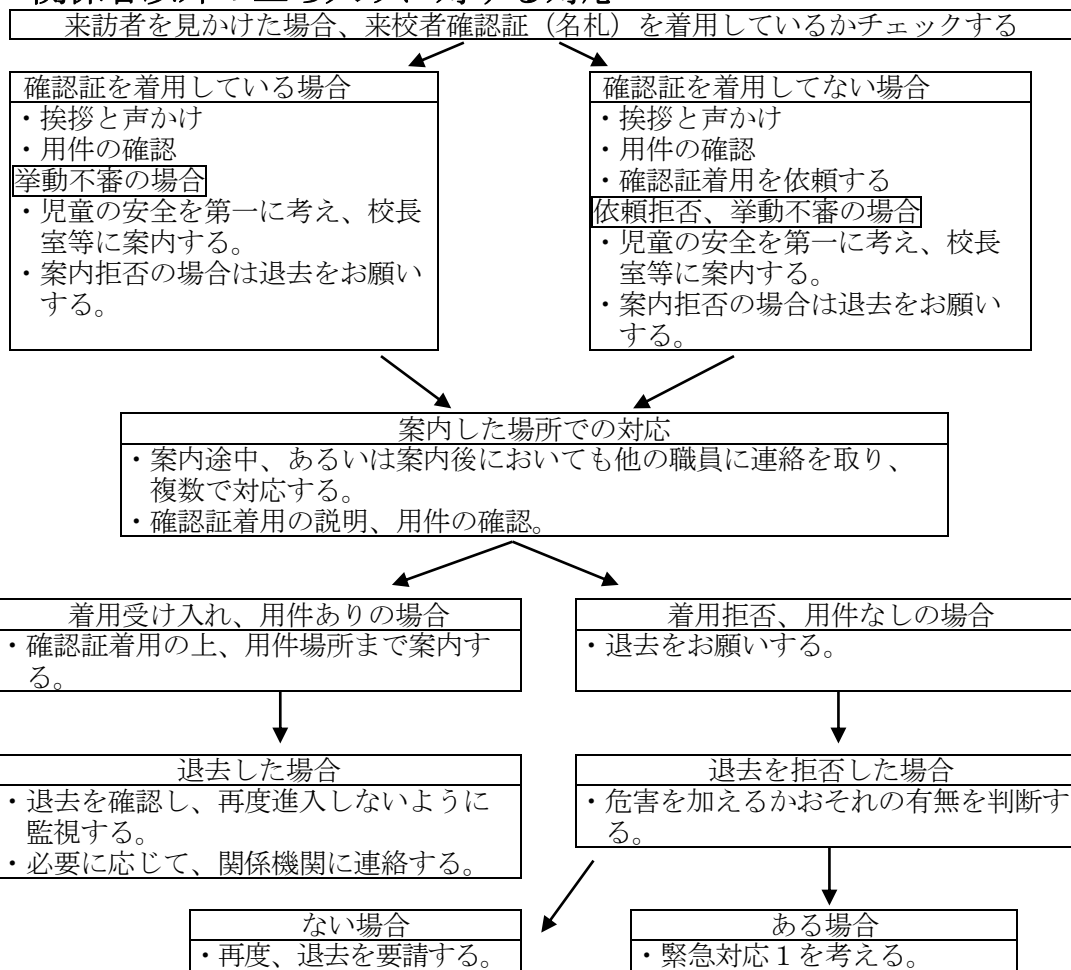
(4) 緊急時の連絡網で関係者に連絡

※市教育委員会、PTA役員、校区青少年育成指導員代表、近隣校(枚方中、枚方小)、留守家庭児童会、枚方幼稚園、枚方保育所等

(5) 文書等により速やかに保護者・地域の人に情報と学校の対応を連絡

※緊急性に応じてメール配信を実施する。

1 5 関係者以外の立ち入りに対する対応



1 6 危険度に応じた対応（緊急対応1～3） 略

1 7 事後の対応 略

1 8 学校行事の受付体制（参観日・運動会）

保護者には児童入学時に各家庭2枚のPTAカード（名札）を配布し、卒業時に回収する。（6年間使用）

(1) 保護者参観

- ①正門で教職員が立番をして来校者をチェックする。
- ②PTAカードを忘れた保護者は、監視ボックスで名前とクラスを書いて名札を貸し出す。
- ③挙動不審な者が来校した場合は、職員室に連絡をとり応援を頼み、不審者が教室等に近づかないよう、冷静に対応する。（相手を興奮させない。）
- ④近くに児童がいる場合は、児童をそこから遠ざける。（児童の安全が最優先）
- ⑤不審者が突然暴れ出した場合など緊急の場合は、すぐに防犯ホイッスルを吹いて危険を知らせ、むやみに不審者に立ち向かわない。警察に連絡を取ることを職員室に携帯電話等（監視ボックスにあり）で要請する。（監視ボックス内の緊急通報カードを押す。）

(2) 運動会

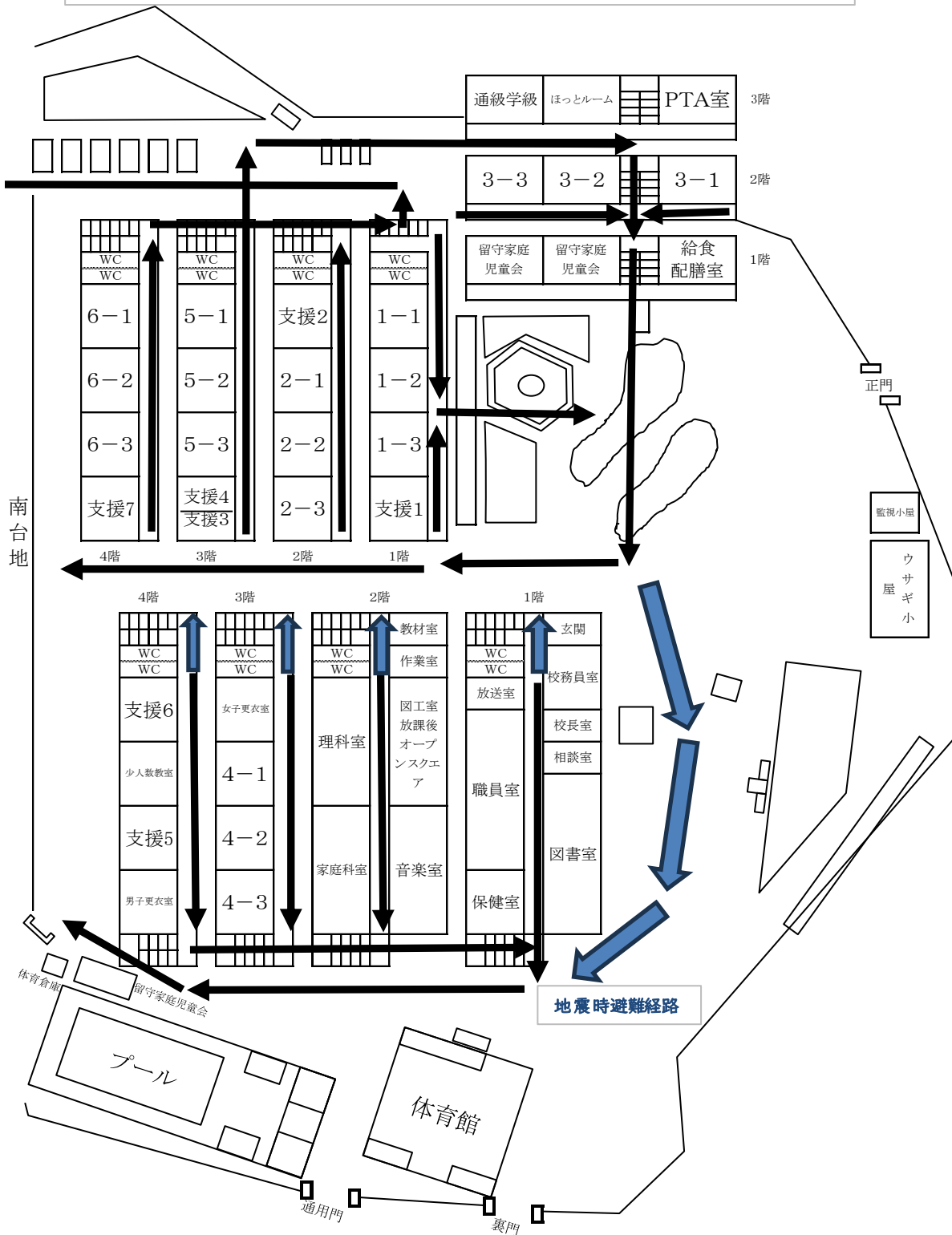
- ①保護者参観に準ずるが、PTAと協議しより有効な対策を講じるように改善していく。

1 9 学校行事の緊急時対応（参観日・運動会） 略

2 0 学校行事の体制等(校外活動) 略

2 1 通報の要点 略

避難誘導順路(ひなんゆうどうじゅんろ)



☆地震時避難経路について  の経路

地震の際は、管理棟外階段・児童会通りは建物崩壊の恐れがあるため、使用禁止。
中央階段・体育館前を通ることとする。

〔5〕水泳指導における対応マニュアル

1. プールの使用規定

- ① 本校は、民間施設（枚方スイミングスクール）での水泳学習となり、全般にわたり連携を図る。
- ② 本校職員、児童及び学校長が認めた者のみが使用できる。

A. 児童に関する規定

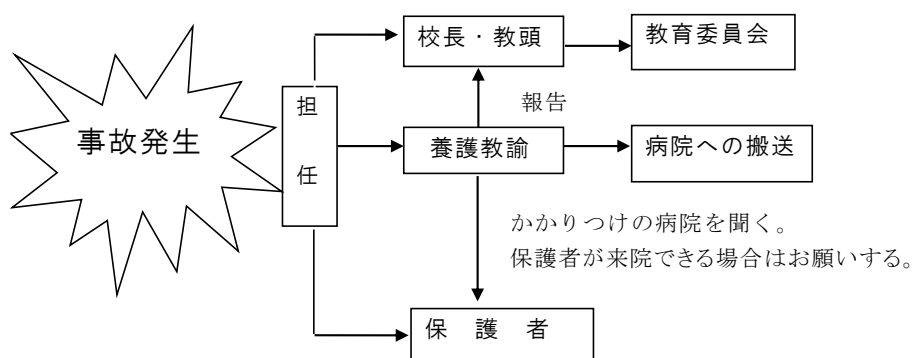
- ① 更衣室利用及び更衣の時は、会話を控えて、更衣室利用の注意をよく守り、人に迷惑をかけないようにする。
- ② 準備運動は十分に行う。
- ③ 入場時、必ずシャワーで体を清潔にすることを基本とする。
- ④ プールサイドではふざけたり走ったりしない。
- ⑤ プールサイドなどでは、バディ（二人組）で人数を常に確認する。
- ⑥ 第1回目の入水は、体を慣らすようにゆっくりと入る。
- ⑦ プールの中では悪ふざけやおぼれたりするまねはしない。
- ⑧ 用便やケガなどでプールから離れるときは、必ず教師に伝える。
- ⑨ 遊泳中に体の調子が変わったときは、すぐに教師に伝える。
- ⑩ 鼻、たん、つばはプールサイドの排水溝にはき、必ず流す。
- ⑪ 退場時はシャワー等で、毛髪・体・目等をよく洗う。
- ⑫ 見学者の体調や見学場所に留意する。

B. 施設に関する規定

- ① 水泳指導のマニュアルの点検を行う。
- ② 日常の施設点検を行う。
- ③ 救急法の講習を行う。

C. 緊急対応に関する規定

- ① 危険が生じた場合は水泳指導を中止する。
- ② 児童の安全、安心を第一に民間施設（枚方スイミングスクール）と連携して適切に対応する。
- ③ 民間施設職員と連携して、教師は児童の行動を常に監視し、児童の異変を早期に発見する。
- ④ 児童の事故が生じた場合、以下の点に留意し、民間施設職員と連携して行動する。
 - 1) 発見者は児童の安全確保に努める。
 - 2) 安全な場所へ避難させる。
 - 3) 児童の状態を確認する。
 - 4) 状況を携帯電話で学校へ連絡する。
 - 5) 応急手当を行う。
 - 6) 児童の状況を確認する。
 - 7) 状況を判断し、救急車を要請する。



事故の原因、様子を説明